

平成29年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）

第1回研究推進委員会

議事録

1. 日 時 平成29年5月23日（火）14：00～14：40

2. 場 所 原子力規制委員会 会議室A

3. 出席者

原子力規制委員会 担当委員

伴 信彦 原子力規制委員会委員

外部有識者（五十音順）

高橋 知之 京都大学原子炉実験所 准教授

中村 吉秀 日本アイソトープ協会 シニアアドバイザー

古田 定昭 株式会社ペスコ 中部事業所長

原子力規制庁職員

西田 亮三 放射線対策・保障措置課 課長

寺谷 俊康 放射線対策・保障措置課 企画調整官

大町 康 放射線対策・保障措置課 国際・放射線対策専門官

一瀬 昌嗣 放射線対策・保障措置課 国際・放射線対策専門官

本間 俊充 原子力災害対策・核物質防護課 上席原子力防災専門官

中村 尚司 放射線対策・保障措置課 放射線規制室 技術参与

4. 議 事

(1) 放射線安全規制研究戦略的推進事業費の研究推進委員会の進め方について

(2) 研究推進委員会における審査方法及び評価指標について

5. 配付資料

資料1 放射線安全規制研究戦略的推進事業費における研究推進委員会について

資料2 研究推進委員会に関する設置運営要領（案）

資料3 提案課題の審査方法（案）

資料4 事前審査における評価指標（案）

参考資料1 「平成29年度放射線安全規制研究戦略的推進事業費」の実施について
（平成29年度第2回原子力規制委員会資料）

参考資料2 「平成29年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）」に係る新規研究課題及びネットワーク事業の公募要項

議事

○西田課長 それでは定刻となりましたので、ただいまより第1回研究推進委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本研究推進委員会の事務局を務めさせていただいております原子力規制庁放射線対策・保障措置課長の西田と申します。本日は、よろしく願いいたします。

まずは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料、まず議事次第、それから座席表であります。それから、資料の1、資料の2、資料の3、資料の4までお配りさせていただいております。それから、参考資料の1と参考資料の2をお手元にお配りさせていただいております。不足等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

それでは、続きまして、本日、お集まりいただきました方々に一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。伴委員には、後ほど、また御挨拶をいただければと思います。それでは、古田所長から一言、自己紹介いただければと思います。

○古田中部事務所長 株式会社ペスコの中部事業所の所長をしております古田と申します。元原子力機構の職員で、放射線管理、放射線防護を長年やっておりました。よろしく願いいたします。

○中村シニアアドバイザー 日本アイソトープ協会の中村と申します。よろしく願いいたします。今、最近と申しますか、放射線医薬品のほうの仕事も携わっておりますので、それほど詳しいわけではございませんけれども、障害防止法のほかに若干、医療法とか薬機法のほうにも今、絡んでおります。ひとつ、よろしく願いいたします。

○高橋准教授 京都大学原子炉実験所の高橋と申します。放射線物質の環境中の移行モデルですとか線量評価モデルを専門としております。よろしく願いいたします。

○西田課長 ありがとうございます。

本研究推進委員会ですけれども、構成員として、原子力規制庁の職員も構成員として参加をするという形になっております。私、放射線対策・保障措置課長の西田です。よろしくお願ひいたします。

それでは、寺谷企画調査官。

○寺谷企画調整官 同じく、同課にあります企画調整官の寺谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大町国際・放射線対策専門官 同じく放射線対策・保障措置課の国際・放射線対策専門官の大町でございます。よろしくお願ひいたします。

○一瀬国際・放射線対策専門官 同じく放射線対策・保障措置課の一瀬と申します。よろしくお願ひいたします。

○本間上席原子力防災専門官 原子力災害対策・核物質防護課の本間と申します。よろしくお願ひいたします。

○中村技術参与 放射線対策・保障措置課の技術参与をしております中村と申します。

○西田課長 ありがとうございます。

今回の研究推進委員会のメンバーには、もう一方、福島県立医科大学、石川徹夫先生も構成員になっておりますけれども、本日、所用により御欠席となっております。

それでは、本研究推進委員会について御説明をしたいと思います。

本年2月22日に行われました平成28年第62回原子力規制委員会におきまして、この事業の実施に当たりまして研究推進委員会において課題の選定、進捗管理を行うこと、そして原子力規制庁職員が構成員として参加すること、そして原子力規制委員会委員が事業の進め方の指導を行うことについて御報告をさせていただいたところです。その後、委員会において指摘がありました事業の実施体制、それから公開のあり方につきまして見直しを行いまして、本年4月12日に行われました平成29年度第2回原子力規制委員会に報告をいたしました承をいただいたところです。

これを踏まえまして、後ほど詳細な設置運営要領にも記載しておりますけれども、本推進委員会の座長につきましては、原子力規制委員会委員である伴委員にお願いをしたいと考えております。

それでは、以降の進行は伴委員にお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○伴委員 原子力規制委員会の伴でございます。

今、西田課長から御説明いたしましたけれども、放射線安全規制研究戦略的推進事業、公募事業ではありますけれども、募集に当たって、こちらからかなり具体的な規制ニーズを提示してございます。したがって、個々の事業の採択、そして実施において事務局である原子力規制庁がきちんと関わることで、そのニーズに合致した研究が行われることを確かなものにしていくという、そういう目的のためにこの研究推進委員会が設置されて、そして全てのこの事業の責任は原子力規制委員会が負うということで、私がおの座長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。議事次第にありますとおり、本日は2件の議題を予定しておりますが、まず最初に1件目、放射線安全規制研究戦略的推進事業費の研究推進委員会の進め方についてです。

では、資料1に基づきまして西田課長から説明をお願いいたします。

○西田課長 それでは、資料の1に基づきまして御説明をさせていただきます。

今回の事業の関係ですけれども、放射線安全規制研究戦略的推進事業費という予算措置をしております。これにつきましては原子力規制庁の委託事業費ということとして、この事業に基づいて委託研究を実施するという形になっております。これらの事業を実施する研究課題につきましては、課題の選定及び進捗管理を研究推進委員会で御審議をいただくという整理になっているところです。

事業の目的ですけれども、我が国における放射性同位元素等の規制を最新・最善のものとするため、年度ごとに原子力規制委員会が示すテーマに基づいて、研究機関等からの提案を踏まえつつ、放射線影響研究等の規制の基盤となる研究、それから同規制の整備・運用の根拠となる知見の創出に向けた調査研究、それから国際的最新知見の取り入れに係る調査研究を体系的・効率的に推進し、同規制の改善に資する知見を継続的に創出することを目的としているところです。

研究推進委員会の検討事項ですけれども、2.にありますとおり、採択課題の選定、そして採択課題の進捗管理、そして次年度の公募に係る重点テーマの企画、その他放射線安全規制研究戦略的推進事業費に関する研究の推進に関すること、ただし事後評価及び中間評価につきましては、別途、評価委員会というものを設置する予定ですので、それに関することは除くというふうにさせていただいているところでございます。

3.の研究推進委員会の構成ですけれども、別紙にあるとおり、伴委員のほうに御参加を

いただきまして、外部有識者、それから原子力規制庁職員によって構成される委員会です。

今後の予定ですけれども、今回、公募の締め切りが5月29日となっておりますので、公募の締め切り後の6月に提案課題の審査、それから採択課題の選定をさせていただきます、その結果につきましては翌7月に公表してまいりたいと考えております。

その後、委託契約等により事務手続が入ってまいりますけれども、8月以降、採択課題の進捗管理や次年度の重点テーマの企画につきまして適宜、研究推進委員会を開催させていただきますと考えております。

資料1の説明につきましては以上でございます。

○伴委員 ありがとうございます。

まず概略の説明ですけれども、ただいまの説明に対しまして何か御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、資料2の説明をまた西田課長からお願いいたします。

○西田課長 それでは、資料2の研究推進委員会に関する設置運営要領（案）について、御説明をさせていただきます。この設置運営要領に基づきまして、今後、研究推進委員会について運営をしてみたいと考えております。

目的といたしましては、本要領は、原子力安全研究戦略推進事業費の研究推進委員会の設置運営に関して必要な事項を定めることを目的としております。

研究推進委員会の事務ですけれども、原子力規制庁の行う放射線安全規制研究戦略的推進事業費において、提案課題の審査、そして採択課題の選定に関する事、そして採択課題の事業の進捗管理に関する事、そして研究ニーズの把握、重点テーマの企画に関する事、その他放射線安全規制研究戦略的推進事業費の推進に関する事、ただし事後・中間評価に関する事は除くというものを事務としております。

研究推進委員会の構成員及び任期でありますけれども、委員会は原子力規制委員会委員、外部有識者、原子力規制庁職員で構成をする、研究推進委員会の検討に必要な外部有識者は、座長の判断により追加できることとしております。

また、外部有識者を構成員に任命する際は、「原子力規制委員会が事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として外部有識者から意見を聞くに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等」という内規のとおり、外部有識者の事業者等との関係に関する情報の公開を行うこととします。

また、外部有識者の任期は1年以内とする、そして外部有識者は再任できるものとするとしております。

また、座長は、先ほど申し上げましたとおり、委員会に座長を置き原子力規制委員会委員が務めるとさせていただいております。

また、議決方法ですけれども、会議の議事は出席した議決権を持つ構成員の多数決をもって決するとしております。また、緊急やむを得ない事情があり会議の開催を行えない場合には、座長は会議に係る書類の回覧をもって会議にかえることができるとしております。

また、次のページに参りまして第六条です。構成員の除斥といたしまして、原子力規制委員会委員及び外部有識者は、第二条第一項第一号の事務、これは採択課題の審査や選定に関することです、これに関しまして、以下の場合には採択のための評価に加わることができない。これは、利害関係がある場合に審査から外れていただくという趣旨です。

1. が、構成員が任命直前3年間において役員、従業者等の経歴がある事業者等の部局からの提案がある課題に関すること、そして構成員が任命直前3年間において個人として1年当たり50万円以上の報酬等の受領がある事業者等の部局から提案のある課題に関すること、そして構成員が任命直前3年間において個人の研究または所属する研究室に対する寄附等の受領のある事業者等の部局から提案のある課題に関すること、そして自己または3親等以内の親族の利害に関係ある事業者等の部局から提案のある課題に関することにつきましては、採択のための評価に加わることができない、具体的には採点等を行わないということと、あとは議決について参加をしないということであります。

また、第二項ですけれども、こういった外部の委託契約に関しまして、原子力規制庁職員は課題の選定に関しまして採択のための評価に加わることができない。これは規制庁の内規でして、技術的評価については外部専門委員会及び原子力規制委員会の先生方の評価によって決めるということであります。

また、第七条は秘密を守る義務です。構成員は、第二条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない、その職を退いた後も、また同様とするとしております。

また、議事の公開は、研究推進委員会は提案者の研究計画書に基づく審査等、提案者の研究に係るアイデア及びノウハウに係る秘密を守る必要がある場合を除き、原則公開で実施するとさせていただいております。

また、研究推進委員会の庶務につきましては、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線対策・保障措置課において処理をいたします。

また、その他といたしまして、この要領に定めるほか、議事の手続、その他研究推進委員会の運営に必要な事項については、座長が委員会に諮って定めるものとしております。

要領の説明については以上です。

○伴委員 ありがとうございます。

この研究推進委員会の運営に関するルールを定めた案として提示させていただきました。基本的に常識的な内容だと考えておりますけれども、重要な点として確認したいのは、まず第二条で何をやるかということですね。この研究推進委員会としては、提案課題の審査をして、その上で採択、決めるということですね。そして、採択課題の事業の進捗管理も行うということと、さらに次年度以降の研究ニーズの把握、重点テーマの企画に関することと、主にこの三つのことをやるというのがまず一つ。

それから、あと、恐らく重要になってくるのが2ページ目の第六条ですね。利益相反等の観点から、これに該当する場合には審査に直接加わることはできないということなんですが、これ以外の部分も含めて御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。細部も含めて、確認をしておいたほうが良いと思いますので。はい、どうぞ。

○古田中部事務所長 すみません。古田ですが、事後及び中間評価に関することは除くというのがちょっと出てくるんですけども、それは、もう別なところできちっと評価されて、その結果というのはこちらの研究推進委員会にも教えていただけて、どの程度ということもわかるという理解でよろしいでしょうか。

○西田課長 御指摘のとおりです。中間評価及び事後評価、特に中間評価の結果を踏まえて次年度以降、どのような形で研究を進めていくのかというのは、まさに研究推進委員会の役割ですので、そういった評価結果というものは研究推進委員会にフィードバックをしていきたいと考えております。

また、補足として進捗管理の趣旨でございますけれども、評価した結果として、例えば、研究計画を途中で取りやめるとか、そういったものは、評価委員会の役割ですけれども、ただ、進捗管理という意味では、研究の進捗状況を見て、この研究はこういう形で少し進めたほうが良いというのは、ある程度、こちらの研究推進委員会のほうでもコメントは出せると考えておりますので、そういった形で、うまく研究者と連携を組み合わせながら進めていくという形にしてまいりたいと考えております。

○伴委員 よろしいですか。ほか、どうぞ、中村先生。

○中村シニアアドバイザー 確認なんですけれども、特に第六条の第一項というのですか、3年間の部局ということなんですが、その部局が出してきた、ここで言う課題というのは、テーマじゃないですね。要は、一つのテーマで、最後のほうを見ると予算というのが決まっていますので、そうすると、そこに関係してきますですね。そうではなくて、その課題だけ。例えば、三つ出てきます。そうすると、もとにいた部局あるいは現在の部局からの審査できないけど残りのはいいですよと、そう解釈してよろしいですね。

○西田課長 はい。御指摘のとおり、いわゆる課題と書いてありますが、具体的には提案ですので、利害関係がある部局が含んでいる提案に係る研究計画に関する評価は御辞退していただくということで、それ以外の提案については、審査に参加していただくという形です。

○中村シニアアドバイザー わかりました。ありがとうございました。

○伴委員 いかがですか。高橋先生は、特に。

○高橋准教授 では、念のため確認させていただきますが、私の場合、部局といった場合には、原子炉実験所というくくりということによろしいでしょうか。すなわち京都大学全体ではなくて、京都大学の中の原子炉実験所が出してきた課題について採択に加わらないと、そのような理解でよろしいでしょうか。

○西田課長 今回、部局ということですので、特に大学の場合ですと非常に範囲が広いという形になりますので、基本的には、大学の関係であれば大学については所属する部局ということで、先生の場合には京都原子力実験所という形になるかというふうに考えております。

○伴委員 確かに、高橋先生の場合はそうなりますし、ここで言う、だから部局というのは、大体、学部、研究科、そういう単位で考えているということによろしいわけですね。

○西田課長 ただ、大学についてはそのような形ですけれども、例えば民間企業とかでありますと、やはり民間企業となると一つの組織として全体ですので、それは同じ民間企業であれば同じ部局として扱うという形にはなるかと考えております。

○伴委員 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、一応、資料2のとおり設置運営要領を定めて、本要領に基づいて今後、議事を進めたいと思います。

では、二つ目の議題に移りたいと思います。研究推進委員会における審査方法及び評価手法についてです。

では、資料3と資料4の説明を再び西田課長からお願いします。

○西田課長 それでは、資料3及び資料4について御説明をさせていただきます。

まず、資料の3は提案課題の審査方法の案です。まず、(1) 審査の流れといたしましては、今回の事業に提案された研究課題及び放射線防護研究ネットワーク形成推進事業に提案された課題、以下「提案課題」と言いますけれども、これにつきましては、1次審査を行って絞り込んだ上で、2次審査としてヒアリングを実施して最終的に決定をしたいと考えております。

1次審査につきましては、別途、後ほど御説明をいたしますけれども、資料4に定める評価の方法に基づきまして、研究推進委員会構成員が提案課題の申請書面について評価をしていただきたいと思いますと考えております。この評価結果を踏まえまして研究推進委員会において討議をし、2次審査に進める提案課題を決定するという形です。

そして、2次審査ですが、こちらはヒアリングです。提案課題の提案者からのヒアリングを踏まえ、研究推進委員会において専門的・学術的な観点からさらに討議をして、総合的に判断して採択課題を選定するという流れです。

次に、審査を行う区分です。今回の事業につきましては、原子力規制委員会において重点テーマを設定させていただいております。したがって、(ア)に書いてございますような重点テーマにつきましては、重点テーマごとに審査を行いたいと考えております。具体的には、ここに記載しております①から⑤までの重点テーマごとにとということです。

また、今回の事業ですけれども、重点テーマ以外の提案であっても、非常に放射線防護の調査研究にとってよいものであれば採択をしようということを考えておりますので、そういったものが(イ)でございますけれども、放射線安全規制研究事業費における重点テーマ以外のもの、提案についても審査をするということです。

そして、(ウ)といたしましては、研究とは別にネットワーク形成推進事業もあわせて公募をしておりますので、これの審査も行うということです。

次をおめぐりいただきまして、審査の際の留意点です。課題を審査する上で、例えば、一つの提案では不十分というものであっても、連携・協力することによってよりよい研究計画になるものがある可能性もあります。そういったものにつきましては、例えば、条件をつけることで選定をするということもあると考えております。したがって、提案した課題をそのまま採択するか、あるいは採択しないかというゼロか百かではなくて、条件をつけた上で採択をするということも可能と考えております。

また、審査における研究推進委員会の役割は次のとおりというふうに書いておりますけれども、審査における討議につきましては、これは規制委員会委員、外部有識者、原子力規制庁職員、皆で討議をするという形になっております。これは、規制のニーズというのもありますので、規制庁職員としても討議に参加をさせていただくということです。一方、その下にございます提案課題の採点及び採択のための議決につきましては、先ほどの議事運営要領のとおり、原子力規制庁職員はそこには参画をしないというような形でございます。

また、審査ですけれども、審査区分のうち(ア)、いわゆる重点テーマについての審査につきましては、専門性の観点から審査の分担を行っていきたいと考えております。また、(イ)、(ウ)、すなわち重点テーマ以外の課題、それからネットワークの形成支援事業につきましては、原則、原子力規制委員会及び外部有識者全員で評価を行うという形にさせていただきたいと考えております。また、その他、先ほど申し上げましたとおり、設置運営要領における利害関係に当たる場合には、該当の採択課題の採点及び議決には加わらないこととするとさせていただいております。

また、審査の公開についてです。審査の透明性確保につきまして、審査基準については公開、まさに今回の会合は公開でやっておりますけれども、こういったものについては公開をしてみたいと考えております。ただし、提案者の研究に係るアイデア及びノウハウに係る秘密を守る観点から、研究計画の提案の具体的な内容につきましては、そういったものが入っておりますので、そういったものに基づく審査等は非公開と考えております。なお、提案課題の採択結果につきましては、公開をしてみたいと考えております。

資料3については以上です。

続きまして、資料の4です。

具体的な審査の指標です。これは、まず最初の1次審査の書類審査で使う際の採点表です。具体的には、個別評価として、研究目標の妥当性、そして革新性、新規性、そして研究効果、発展性、研究成果及び共同研究の有効性や相乗効果、それから研究計画の妥当性といったような評価項目ごとに、それぞれ点数づけをしていただくという形になります。

また、こういった個別評価以外に総合評価欄というのをつくってございまして、全体を見た上で、別途、点数づけをしていただくという形です。

評価結果につきましては、事務局で集計をいたしまして、審査の参考とするための順位づけ等はさせていただきますけれども、最終的には、そういったものも参考にしつつ、総

合的に研究推進委員会の先生方の御意見を踏まえまして最終的に決めるというやり方をさせていただければと考えているところです。

以上、審査方法の説明は以上です。

○伴委員 ありがとうございます。

審査に関して、どういうふうに進めていくか、そして、どういう観点からどのように評価を行うかという説明でしたけれども、これについて御意見いただけますでしょうか。はい、どうぞ。

○中村シニアアドバイザー ちょっと基本的なことになるかもしれないんですが、今の評価のところ、当初の研究推進委員会についてというところで背景といったところに、結局、どう規制するかに、よければ結びつくような研究というのがあるんですが、そこは、やはり研究の目的としては、いわゆる単なる安全性を評価したとかいうんじゃないで、そういったところは非常に評価としては高くなる比率があるんでしょうか。

○西田課長 今回の事業の目的としては、放射線防護に関する規制に資する調査研究というのが大前提です。ただ、我々も、「資する」の中身としては、まさに規制に直結するような調査研究もあれば、まさに放射線防護の基盤となるような調査研究というものもあるかと思っておりますので、その中でどこまでを選ぶかというのは、まさに提案の中身にもよりますけれども、それを踏まえて決めたいということです。

○中村シニアアドバイザー わかりました。比較的、フレキシブルに考えてよろしいですよということですね。はい、わかりました。

○伴委員 やはり、冒頭にも申しましたけれども、重点テーマも、かなり、ここまで細かくといいますか、具体的に提示してございますので、その枠内にはまっていることは当然、求めていくと。ただ、どういう形で研究・検討を進めていくかということに関しては、個々の提案者のアイデアというものがあるでしょうから、そういったところは柔軟に評価しつつも、でも、最終的には、こちらの規制ニーズにどれだけ合致してくるかというところがやはりポイントになると思います。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○高橋准教授 確認になりますが、先ほど、こちらの事前審査における評価指標で順位づけを事務局のほうでされるというお話でしたが、最終的に1次審査の部分は、特にその中で何件とか、そういうことは決めずに、総合的に何件選ぶかというのは1次審査の段階で決めると、そのような理解でよろしいでしょうか。

○西田課長 1次審査は、あくまでヒアリングの対象となる課題をまず選んでいくというのが目的ですので、もちろん順番づけはしますけれども、上から何件までというようなことを最初から決めるということでは必ずしもなくて、それを見つつ、どこまでヒアリングするかというのは、研究推進委員会の中で最終的には決めていただければと考えております。

○伴委員 それをどこまで明確にできるかというのを我々も悩んだんですが、何件出てくるかがわからない状況です。理想的には全てヒアリングできればいいんですけども、たくさん出てきたときに、そして、こちらの処理能力も考えたときに、なかなかそうはいきませんので、まず書類上で審査をして、その結果を踏まえて、最終的な採択候補になり得るものを、上位に入るものを選んで、それについてはお話を伺った上で最終的に判断するのがよいのではないかということです。だから、常識的に考えたときに、全体的な評価が平均以下になるようなものに関しては、もうヒアリングにお呼びすることはないだろうとは思いますが。

ほか、ございますでしょうか。

そもそも、この方針というのはいかがでしょう。まず、1次審査、書類で1次審査をして、それでヒアリングするものを選び出すと。最終的な採択は、だからヒアリングの対象になったものだけを採択の対象とする。その中から選ぶということですね。そこについて、御異論はございませんか。はい、どうぞ。

○中村シニアアドバイザー 現実的には、それでよろしいかと思えます。ただ、資料4の表がございませぬ。これは形として基準が示されていますので、非常に難しいんだと思えますけれども、結局は個々に絶対評価だということ。ただ、ちょっとヒアリングをどうするかというのは、やっぱり全体の件数とかいろいろ出てくるんで、どことなく、そこは相対的なあれが入ってくるのかなと思えますが、それは仕方がないことだなというふうに考えてございます。

○伴委員 今、資料4にもちょっと触れていただきましたけど、これも補足をしますと、大体、通常、こういったテーマの審査というときには、こんなようなことが点数づけされると。そこまでは一緒なんですけれども、ただ、私どもが考えたのは、ここの評価の対象となっている幾つかの項目がありますけれども、これが必ずしも完全に独立にはならない場合がやっぱりあるということですね。どこかのポイントが高いと、それに引きずられてやっぱり高くなるとか低くなるかというののどうしても出てくるだろうということと、

内容によって、これが全て同じウエートを持つとは限らないだろうということで、一応、個別に項目ごとにスコアリングはするんですけども、それを踏まえて最終的に総合評価としてABCDEで評価していただこうと。そのABCDEの評価結果をもとに、どれをヒアリングの対象とするかを考えようという、そういう形をとろうと思います。

古田先生、何かございませんか。

○古田中部事務所長 何件ぐらい出てくるのかわからないというところがやっぱりすごい気になるところで、マンパワーとか、そういうことを考えると1次、2次というのはあり得るかなということで、これでいいと思います。

○伴委員 そのマンパワーのところなんですけれども、資料3の2ページ目の審査の際の留意点のところ印がついておまして、米印のところ審査区分のうちのAについては専門性の観点から分担を行うというふうに書いてございます。ですから、こちらから重点テーマとして示した①～⑤、それぞれの範疇については、外部専門家、外部有識者の方々の専門領域というのを考慮して分担して負担の軽減を図りたいと思いますが、そうは言っても場合によっては利益相反で外れるといったこともあり得ますので、最低限3人以上は審査に関わるようにしたいと思います。ですから、今日、石川先生はいらっしゃいませんけれども、私も含めると5人の審査員がいて、その中の3人以上は、少なくとも3人以上はそれぞれ審査をするということにしたいと思います。

イトウについては、これはもう全員ということですね。5人全員でやると。そのようにしたいと思います。

だから、私は全部やるんですよ。私は全部やって、ただ、前所属から出てきた場合は外れるという、それだけですね。ということになります。

これで、できますかねということなんですけれども、何か気になる点とかありませんか。これは、もう本当に、今、ここで決めたら、このとおりにやらなければいけないので、ここで決めたものを後で、始めてからやっぱり変えようということは許されませんので、今のうちに、ここはやっぱり気になるということがありましたら言っていただきたいんですが。はい。

○高橋准教授 審査の際の留意点のところ、複数の提案課題が連携することで効果が期待される場合は、協力を求める等の条件をつけた上でというふうに記載されておられるんですが、そのほかに、例えば単独であっても、こういうテーマは追加があればとか、あるいはこういうテーマは外したほうがとか、そういう形で条件をつけるということもあり得

ると考えてよろしいでしょうか。

○西田課長 御指摘のとおり、研究計画の中で、こういったテーマについても、もっとあわせてやれば、よりいい研究になるということがあれば、それは提案者に対してこちらからコメントとして出すということは可能だと思います。ただ、受け手側がそれができるかどうかというのはもちろんございますので、それは、そういった条件つきという形で提案者と調整した結果、できれば採択になりますし、もし無理ということであれば、またちょっと対応を相談するという形にはなろうかと思えます。

○伴委員 どういうケースが出てくるかわかりませんが、今、課長のほうから説明があったように、研究計画、もとの研究計画にはないんだけど、どうせやるなら、ここまで追加してやってもらえませんかという提案をこちらからする場合もあるでしょうし、あるいは研究計画の中に含まれている内容で、これはちょっと欲張り過ぎではないかと、ここは、むしろ、その手前で止めておいたほうが現実的であろうとか、あるいは、これはちょっと予算として認められないねとか、そんなものが出てくるかもしれません。

ここで書いているのは、例えば2件出てきましたと。どちらも非常に光るものを持っている。ただ、別箇にやるよりも、だったら一緒にやったほうがいいんじゃないですかというものも出てくるかもしれないので、そういう調整ができるようにしておきたいということです。

ほか、ございませんか。よろしいですか。

それでは、資料3、4の内容も御了解いただいたということで、これに沿って審査方法、それから事前審査における評価指標、こういったものをこのとおりにやっていきたいと思えます。

あと、事務局から何か追加事項等ございますでしょうか。

○西田課長 ありがとうございます。それでは、今後ですけれども、公募の締め切りが5月29日になっておりますので、締め切り次第、各提案課題について事務局のほうで整理をさせていただきます。まずは先ほど座長からお話がありました書類審査の分担につきましては、事前に御相談をした上でお願いをさせていただきたいと考えております。

次回の研究推進委員会でございますけれども、6月に、まずは書類審査の結果を踏まえた会合を開催させていただきたいと考えております。具体的な日程等につきましては、また改めて各先生方にお知らせさせていただきます。

以上です。

○伴委員　さらっと「6月までに採択課題の選定を」と書いてあるんですけども、これ相当厳しいスケジュールになります。本当に何件出てくるか、わからないんですけども。ですから、5月29日でしたよね、締め切って、それですぐに分担を割り振って審査をお願いすることになります。書類審査も恐らく、そんなに時間をとれないと思いますので、本当に御多忙のところ申し訳ないんですけども、それを集中的にやっていただいて。そこからは非公開の会議になりますね。まず、書類審査の結果を一堂に会して、そこで、どれをヒアリングの対象とするかというのを決める段階があるわけですね。そして6月中に対象となったもののヒアリングをして、最終的に採択課題を決定するということで。

これは審査員のスケジュールだけではなくて、応募者側のやはり都合というのがあると
思うんですが、ヒアリングの日程等というのは、まだ決まらないんですかね。

○西田課長　候補日は幾つか挙げておりますので、候補者には、もし選ばれそうであれば早目に伝えて日程を押さえたいと考えています。

○伴委員　じゃあ、そのところはしっかりよろしく願いいたします。

ほかに何か、今、この場で言っておきたいこと等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で第1回の研究推進委員会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。